編集後記

コロナ禍の中、不動産業務・協会運営・プライベート等何かと制約の多い日々が続いております。

一方、不動産業界では令和３年４月には、相続登記の義務化等を定める改正不動産登記法の制定や６月15日には、賃貸住宅管理業登録制度が施行されました。法律の制定・改正等、目まぐるしく変わる中で、不動産業者として対応していかなければなりません。

広報委員会としては、【TOKUSHIMA TAKKEN】が、不動産業界の流れや協会運営を会員の皆様に知っていただくツールのひとつとしてお役立ていただけるように頑張って参りたいと思います。

今後も【TOKUSHIMA TAKKEN】をご愛読いただければ幸いです。

広報委員長　**八　田　隆　志**

広報委員会からのお知らせ

ご寄稿ください！

○会員皆様のご自慢のペット・お店の看板犬・珍しいペット etc…を本誌「TOKUSHIMA TAKKEN」でご紹介させていただきたいと思います。

商号・ペットの名前・種類・エピソード及び会社のＰＲを明記の上、写真を協会事務局まで郵送又はメールにてお送り下さい。

○短歌、俳句、川柳などのご寄稿もお待ちしております。

協会事務局広報担当：福富
（ＴＥＬ：088-625-0318　メールアドレス：t36takken.fk@gmail.com）

「TOKUSHIMA TAKKEN」第 174 号

発行日　令和３年７月１日
発行人　会　　長　清　水　哲　也
編集人　広報委員長　八　田　隆　志
発行所　(公社)徳島県宅地建物取引業協会
〒770－0941
徳島市万代町５丁目１番５（徳島県不動産会館）
TEL（088）625－0318
FAX（088）625－3669
印　刷　㈱徳島印刷センター（徳島市問屋町 165）